

取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務であつてデジタル庁令・総務省令で定めるもの

十七 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつてデジタル庁令・総務省令で定めるもの

十八 前各号に掲げる事務に附帯する事務

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月二十九日政令第七八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和六年四月二四日政令第一七三号）

この政令は、公布の日から施行する。